

2020年3月25日

各位

物産石油ホームライフ岩手株式会社

新型コロナウイルス感染拡大に伴う電気料金・ガス料金等の特別措置について

政府の新型コロナウイルス感染症対策本部における「生活不安に対応するための緊急措置」を踏まえた経済産業省からの要請を受け、お客様からのお申し出をいただいた場合、以下の特別措置を実施することといたしましたので、お知らせいたします。

1. 特別措置の対象

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金」または「総合支援資金」の貸付を受けている方で、一時的に料金のお支払いが困難となったお客様

2. 特別措置の内容

2020年3月、4月および5月の料金計算分の料金の支払期日を、1か月間延長します。

※ 電気料金の3月料金計算分は、検針日が3月19日以降のものに限ります。

3. 特別措置のお申込み方法

当社担当部署・営業所まで、お電話にてお申込みください。

※ 「緊急小口資金」、「総合支援資金」の貸付を受けているお客様に限ります。

4. 受付開始日

2020年3月25日（水）

5. 問い合わせ先

伊藤忠エネクスホームライフ東北株式会社

管理部 担当：福井

TEL : 022-369-3272

以上